

平成20年第3回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成20年 5月 9日 開会

平成20年 5月 9日 閉会

東吾妻町議会

平成20年東吾妻町議会第3回臨時会会議録目次

第1号（5月9日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者.....	2
議長あいさつ.....	3
町長あいさつ.....	3
開会及び開議の宣告.....	4
議事日程の報告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
行政事務調査特別委員会最終報告について.....	5
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	14
閉会の宣告.....	16
署名議員.....	17

平成20年東吾妻町議会第3回臨時会

議事日程(第1号)

平成20年5月9日(金)午後3時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政事務調査特別委員会最終報告について
- 第 4 発議第1号 行政事務調査特別委員会の最終報告に基づき指摘事項の改善、対応策及び引責等を求める決議について
- 第 5 発議第2号 行政事務調査特別委員会最終報告に基づく監査請求決議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大関広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	14番	前村清君
15番	佐藤利一君	16番	加部浩君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長・保健 福祉課長 事務取扱	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	角田輝明君
税務課長	石村あさ子君	住民課長	小山枝利子君
生活環境課長	加部保一君	産業課長 兼農業委員会 事務局長	高橋啓一君
建設課長	角田豊君	ダム対策課長	市川忠君
上下水道課長	蜂須賀正君	会計管理者	丸橋哲君
東支所長	猪野悦雄君	いわびつ荘 施設長	高橋和雄君
岩櫃ふれあいの郷施設長	高橋和雄君	桔梗館長	唐沢憲一君
榛名吾妻荘支配人	富沢美昭君	学校教育課長 兼教育長 職務代理	一場孝行君
社会教育課長 兼中央公民館長	高橋義晴君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局 係長	田中康夫
議会事務局 係長代理	小池さつき		

議長あいさつ

議長（菅谷光重君） 皆さん、改めましてこんにちは。

文字どおり、大変よい季節と相なりました。田植えの準備も始まり、大変野山も活気づいてまいりました。ここに平成 20年第 3 回臨時会が招集されましたところ、公私ともにご多忙の折、ご参集を賜り開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本日の平成 20年第 3 回臨時会は、行政事務調査特別委員会に関する 3 議案であり、議長から招集請求を行ったものであります。十分な審議をお願いし、開会に当たってのあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（菅谷光重君） 開議に先立ちまして、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 平成 20年第 3 回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

新緑のさわやかな風に誘われて、ゴールデンウィークの期間中に出かけられた方も多かったと思います。本日は、また、高山村の高原牧場におきまして、吾妻郡の第 6 回植樹祭が行われました。関係される議員の方には大変お世話になりました。ありがとうございます。本当に新緑のさわやかな風というのを身に体感して帰ってきた次第でございます。

さて、本日の臨時会の招集につきましては、昨年の 11月に設置をされました行政事務調査特別委員会の調査が最終報告の段階となったことから、菅谷議長により、地方自治法第 101 条第 2 項の規定により、臨時会の招集請求がなされたものであります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、開会に際してのごあいさつとさせていただきます。

開会及び開議の宣告

議長（菅谷光重君） ただいまより平成 20年第 3 回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 3 時 0 3 分）

議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

会議録署名議員の指名

議長（菅谷光重君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 118 条の規定により、12 番、上田智議員、13 番、橋爪英夫議員、14 番、前村清議員を指名いたします。

会期の決定

議長（菅谷光重君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定をいたしました。

行政事務調査特別委員会最終報告について

議長（菅谷光重君） 日程第3、行政事務調査特別委員会最終報告についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告をお願いいたします。

1番、前村清行政事務調査特別委員長。

（行政事務調査特別委員長 前村 清君 登壇）

行政事務調査特別委員長（前村 清君） それでは、行政事務調査特別委員会の最終報告の趣旨の説明を申し上げます。

非常に短期間ではありましたが、議員各位の負託にこたえられるよう、委員が一丸となって調査・努力した結果でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

お手元の最終報告書は、18ページに及ぶ膨大な内容でございます。4月23日の全員協議会でも皆様方にお示しをしたもので、要点のみの説明とさせていただきたいと存じます。ご了承ください。

まず、3ページ中ほどにあります、東地区簡易水道料金及び箱島・岡崎地区農業集落排水使用料金等に関する事項、7ページ下段からは情報通信事業利用者協力金徴収に関する事項、13ページの中段からは榛名吾妻荘調理業務委託契約に関する事項と、それぞれの調査報告が詳細に記されております。17ページ下段には、「4 おわりに」ということでまとめを記載してあります。

調査を通じ、調査事項すべてにおいて、地方自治体としてはあってはならない不適正な行政執行の実態が明らかになりました。総合的に判断すると、町長の最高責任者としての資質や能力が行政執行に影響を及ぼし、それが職員の業務に対する意欲を喪失していると言わざるを得ません。この報告書では、当然のことながら行政執行の責任者である町長を初め、執行部の方々に対し、非常に厳しい指摘が盛り込まれておりますので、その責任を強く受けとめていただきたいと存じます。

議会としては、これからの動向をしっかりと見きわめた上で、今後適切な行動をとることとあわせて、議員みずから資質の向上に努め、よりよい行政執行がなされますように、その権能を十分発揮していくことが望まれます。

なお、この最終報告が皆さんにお認めいただければ、議長と協議の上、今月中に住民に周知する準備を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、趣旨の説明とさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 何点か委員長に聞きたいと思います。

まず1点目でございますけれども、1ページに委員会の設置に関しての経緯ということで、
る書いてあるわけでございますけれども、この中で、住民からの問題提起がされたのは、
東地区簡易水道料金及び箱島・岡崎地区農業集落排水利用料の改定についてでございますが、
そしてその問題こそが今回の行政事務調査特別委員会の設置につながったものと私は判断を
しております。

調査項目として、住民が問題視した以外の調査項目が2つ挙げております。その経緯が
この中には示されておられません。その2つというのは、榛名吾妻荘調理業務委託契約に関す
る事項、それから情報通信事業利用者協力金徴収に関する事項、この2点については、たし
か当初昨年10月26日の議員全員協議会において議会運営委員会に託すというふうな形で検
討をお願いした経緯があると思いますが、その段階ではこの2項目については、たしか私の
記憶の中では託した記憶がございません。それが実際には、その後この2つの項目が追加
されているということが出てきました。この問題についての経緯の説明が、この最終報告の
中には入っておらないということで、私が思うには、なぜそういったことになったのか。で
きるならば、本来でしたらこの調査項目すべてが本当に住民が問題視したというような形に
招くような形がこの経緯の中では出される懸念がありますので、これは恐らく議会運営委員
会の中で委員の皆さんが検討する中で2つプラスしたと、加えたというふうな経緯がある
と思うんですけども、その辺は本来なら加えなければいけないんじゃないかなと思いた
んですが、委員会としてなぜここに入れなかったのかということをもっと1点お聞きしたい
と思います。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 1番、前村委員長。

行政事務調査特別委員長（前村 清君） 今、お尋ねいただきました事項につきましては、
いろいろ経緯があったと思いますけれども、委員会を設置した時点から私は存じております。
そうしますと、その時点では既に4項目が決まっておりましたので、その4項目を取り込み
ました。ですから、その前のことについてはよくわかりません。ただし、4項目がどうして
なったかということについては、議会運営委員会で諮られて、その後また全員協議会なり本
議会でも決定をしていると思いますので、そこでご理解をいただきたいと存じます。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 私が特に問題にしたのは、先ほど申し上げたように、住民が問題視した点というのは、はっきり申し上げて、ここに経緯に出ている2つの項目だと思っているんです。これが実際こう見ますと、私が10月26日に要求書を私も署名しているんですけども、読み上げております、全協のときに。これから問題が発覚して、最終的にどうしようかということだったと思うんです。たしか、ですけども、返ってきたときにはプラスした2項目ですから、その辺は住民の人がこれも問題視したんだというふうな形で誤解を招くんじゃないかということなんで、経緯の中にきちんとその辺は、追加調査項目として何でこれが挙がったのかということは入れるべきだったんじゃないかなということで申し上げました。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

5番（須崎幸一君） そういうことでございますので、その辺、もう少し検討していただければよかったですかなと思っております。

次に、この最終報告を読ませていただくと、中で調査権限についてでございますけれども、百条委員会が持っている調査権限、かなり重いものがあるというふうに私は認識しております。ですが、この報告書の中には、監査委員にその監査をゆだねるという文章がたくさん出てきてまいります。

そこでお聞きしたいんですけども、監査委員が持つ調査権限と委員会が持つ調査権限、この百条委員会ですね。その重みの違いというのはどちらが多いかということ、私自身は百条委員会、この委員会の持つ重みのほうがかなりあるのではないかというふうに思っております。ですから、あくまで徹底究明をするとするならば、委員会で調査をすべきであるというふうに思います。何かあたかも差し戻し調査のような形の報告書になってしまったような気がするんですけども、それなりの理由があると思いますが、その辺についてもちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（菅谷光重君） 1番、前村委員長。

行政事務調査特別委員長（前村 清君） お答えになるかどうかわかりませんが、最終的には私どもが、先ほど来からも話が出ておりますように、4項目をご決定いただきまして審議をしてまいりました。それで調査をした結果、やはりまだ私どもがいただいている調査項目もやや見受けられるということがありましたものですから、監査委員にぜひ監査をいただき、適正なご回答をいただくことが議会としてもいいだろうということになりまして、委員会としては総意に基づいてやりました。そういうことでございます。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 私が思うには、やはり恐らく調査項目以外な形だったので、これは重要なことでもあるし、そういったことから監査委員にゆだねるというふうなことで文言を入れたんじゃないかなというふうに解釈するんですけども、調査項目を追加をして、議会の議決を経て、委員会の中で真相究明をする方法が私は最善であったというふうに思っているんですが、委員会の中でそのようなご意見を申し上げた委員さんはおられたかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいんですが。

議長（菅谷光重君） 1番、前村委員長。

行政事務調査特別委員長（前村 清君） 私の記憶の範囲では、この項目については4項目以外に当たるので、監査委員さんをお願いしたらいいということで大体話がまとまっていて、それ以上の話はありませんでした。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） 余りよく私は納得できない部分があるんですけども、この百条委員会というものの設置を見たということは、かなり重要視というか、権限がある中で、こういった形で、今の委員長のお話にはちょっと納得しかねる部分がありますが、それはそれとして、最後に申し上げますけれども、この報告書を住民の皆さんがどのように判断されるかということを考えてときに、私が想像するのに、町のかじ取り役である茂木町長の責任だけでなく、職員の皆さんの責任もきちんとこの報告書の中で明らかにされております。これは、今のこの東吾妻町の行政に対しての信頼を著しく失うとともに、非常に町に対する行政に対する不安の印象をつけるがための報告書のように私は感じております。

結論的に申し上げますけれども、この最終報告書が本当に言わんとすることは、町政の抜本改革の必要性和町長に対する不信任を物語っていると判断しますが、そのように解釈をしてよろしいのでしょうか。お聞きいたします。

議長（菅谷光重君） 1番、前村委員長。

行政事務調査特別委員長（前村 清君） 私はお答えできません。そんなつもりもなければ、ないと思います。

それといま一つは、百条といいますけれども、行政事務調査特別委員会を開催して、事務が適切に行政執行を行われているかということを中心の調査でありましたので、そういうことについてはお答えできません。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） まず初めに、前村委員長、また委員の方々、膨大なる資料の中、このようにまとめられたことにご苦労さまと一言申し上げたい、そういうふうと思うわけですが、採決の前に幾つかお聞きしておきたいことがございます。

まず最初に、中間報告はいただいておりますが、きょうが最終報告ということで、どこか変わったところはあるのでしょうか。お聞きいたします。

議長（菅谷光重君） 1番、前村委員長。

行政事務調査特別委員長（前村 清君） 中間報告は要約した部分が出ております。それといま1点は、23日に最終的な報告に近いものを全員協議会に出されたと思いますが、それ以後、2回ほどまとめがありまして委員会を開催しましたものですから、20回ときょうのやつを足しただけです。文面にはほとんど変わりありません。

議長（菅谷光重君） 2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） はい、わかりました。

次に、ちょっと読ませていただいて、特に証人尋問についてちょっとお伺いしたいんですが、執行部、そして職員の皆様方に限定したような証人尋問だったようにお見受けいたしますが、項目によっては住民の皆さんがかかわった問題ですので、住民の皆さんの声をちゃんと聞いたのかどうか。そして、またその聞くことが行政側のみでなく、真相究明につながるのかなというふう思うわけですが、その辺はどういうような形で配慮されたのか、ちょっとお伺いいたします。

議長（菅谷光重君） 1番、前村委員長。

行政事務調査特別委員長（前村 清君） おっしゃるご指摘のとおりでございますが、住民のところへ行つてつぶさにこの話をした経緯はございませんでした。

ただし、それぞれの人から寄せられたもの、議員を通じて寄せられたもの、あるいはまた何かの会合等でいろいろ出た意見をもらったということについてはありました。けどほとんど、確かに竹淵議員さんがおっしゃるとおり、内部に限定したということでございます。例えば榛名吾妻荘等において契約している業者さんと話してみるとか、そういうことはありました。結果として、その部分について言及したことはありませんけれども、一応こういうことであったということについては現地調査等も含めたり、また行ったりして、その調査はしました。

それから、いま1点は、水道料金等については、両毛システムズの会社をお訪ねして、そこでつぶさにいろいろな意見を聞いて、これだけのことをやっているのかということで確認をしてきた経緯がございます。それで、最初こういう改正をするという改正と、今度変わったという改正の中で、やや相違が出たということだけは理解させてもらいました。この中に書いてあるとおりだと思います。

その程度ですかね、お答えできるのは、なかなかお答えにならなくて悪いんですが、委員会ではそれでまとめました。

議長（菅谷光重君） 2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） そうしますと、直接住民の声は聞いておらないということの解釈でよろしいでしょうか。

（「よろしいと思います」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） もう1点お聞きしたいと思いますが、この委員会報告の一番最後のほうの「おわりに」というところで、前村委員長が冒頭で述べました「町長の最高責任者としての資質・能力が、行政執行に影響を及ぼしていると言わざるを得ない」と。この言葉については委員会の皆さんがそう思ったということで理解するしかないと思いますが、その前の「資料の提出要請についても非協力的な面も見られ不信と不満の念を覚えざるを得ない」ということは、ちょっと具体的にどういう状況があったのか、ご説明いただきたいと思いますが。

議長（菅谷光重君） 14番、前村委員長。

行政事務調査特別委員長（前村 清君） 期間的な制約もある中で、ここにありますように19回ほどの会合を持って、あるいは証人尋問をやる等については、日程を決めますと、その間にわずかな期間でもやはり書類を整えないことにはできない。それで調査書類の要求をしまして、結局町長さんのほうでは、これは決まりがあることだから、そんなに早急に言われても困ると、こういうことではかなり混乱がありました。これはどっちが悪いとかと申し上げているんじゃない。言うほうが悪かったのか、あるいはまた出さないほうが悪かったのか、いろいろ議論あるんですが、スムーズにもらえなかった時期がありました。そのことが一番この要因かなというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） 今、委員長の答弁ですと、期日の限りもあるしという中で、当然その

辺については理解できるんですが、果たしてそういうことが非協力的というような言葉と不信と不満という言葉になるのかどうか、その辺がすごく私とするとおかしいなというふうに思うんですが、具体的に本当に非協力的という言葉、そして不信と不満の念と、すごく感情が入っている言葉なんですね、これ日本語として。これ本当に具体的に説明していただかないと、ちょっと判断鈍ると思うんですね。もう少し深く説明していただきたいと思いますが。

議長（菅谷光重君） 1番、前村委員長。

行政事務調査特別委員長（前村 清君） 感情とか何か、竹淵さんのほうでは解釈していただいてご質問いただきましたけれども、私はそんな感情は、私はありません。ただし、全体でまとめる中で、皆さんの意見のまとめだということだけをご理解いただきたいと思いますが。

議長（菅谷光重君） 2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） 委員長の今の話の中で、私はないと。中にはあった人もいるのかもしれませんが、それはわかりませんが、そういうことで理解をしておきます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） ないようですので、委員長、自席へお戻りください。

質疑もないようですので、ここで質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、配付の委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は配付の委員会報告書のとおり決定をいたしました。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第4、発議第1号 行政事務調査特別委員会の最終報告に基づき

指摘事項の改善、対応策及び引責等を求める決議についてを議題といたします。

事務局長、議案の朗読をお願いいたします。

(事務局長朗読)

議長(菅谷光重君) 続いて、提出者は趣旨説明を願います。

14番、前村清行政事務調査特別委員長。

(行政事務調査特別委員長 前村 清君 登壇)

行政事務調査特別委員長(前村 清君) 議長から今指示がありましたので、趣旨説明を申し上げます。

行政事務調査特別委員会の最終報告に基づき指摘事項の改善、対応策及び引責等を求める決議の趣旨説明を申し上げます。

先ほど皆さんにお認めいただきました行政事務調査特別委員会最終報告を実効性のあるものにすべく、当議会の意思を執行部を初め住民の皆様にお示しするものでございます。

内容につきましては、先ほど事務局長さんから朗読のとおりでございます。

十分ご審議の上、ご決議いただきますようお願い申し上げます、趣旨の説明とさせていただきます。

なお、執行部におかれましては、本決議の内容を十分尊重、実行いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、佐藤議員。

15番(佐藤利一君) 過日の全員協議会にも話が出ましたけれども、本議会が求める措置内容の中の2にあります町長の引責というのはいかがかというふうなことが協議会では出たと思いますけれども、この辺のことについて少し細かく説明いただければと思います。

議長(菅谷光重君) 14番、前村委員長。

行政事務調査特別委員長(前村 清君) ご指摘の事項は、いろいろ文章、要するに引責というのか、どういうのがいいんだというようないろいろ議論をいたしました。最終的にこの字で引責という表現で問題ないという結論に達して載せてあります。

以上でございます。

議長(菅谷光重君) 15番、佐藤議員。

15番（佐藤利一君） 私の解釈では、引責というふうな言葉は非常に重みがある、国会なんかでも引責というふうなことになってきますと、相当の圧力、力が入っているんじゃないかというように私は理解しておりますけれども、今回のことについてはそれほどまでの強いことはないということで解釈してよろしいんですか。

議長（菅谷光重君） 1番、前村委員長。

行政事務調査特別委員長（前村 清君） 大分引責についてのご指摘でもありますけれども、言葉の中では引責以外の言葉もたくさん出まして、いろいろ協議した結果、そういうことを目的とするんじゃないという結論で引責という字を使いました。そういうことで、全員の方の了解を得ましたものですから、解釈していただいた方もありまして、それは確かに責めはあるかもしれませんが、不信任というか、あるいはそういう意味のことを申し上げているんじゃないという結論になりまして、この引責という字を使うことが委員会の中では了承されました。

議長（菅谷光重君） 15番、佐藤議員。

15番（佐藤利一君） ただいま委員長より、そういうふうなことで引責というふうな文言を使ったのではないということで理解して、私の質問を終わります。

議長（菅谷光重君） ほかに。

2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） 確認しておきます。今の質問とちょっと同じなんですけど、似たようなもんなんですけど、町長の引責ということで、町長がどう責任とるかというようなことの解釈でよろしいでしょうか。

議長（菅谷光重君） 1番、前村委員長。

行政事務調査特別委員長（前村 清君） なかなか難しい質問なんですけれども、こういった起きた事項に対してどう判断するかということ引責にただけですから、例えば今佐藤議員にも申し上げましたように、やめるとかやめないとか、そういう話を申し上げているんじゃないありません。今まで起きた事項に対してどう処理していくかということぜひ求めるということで理解をしまして、

以上です。

議長（菅谷光重君） 2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） 基本的にはこの引責というのは、どう責任とるかという解釈だと思いますが、そういう解釈でよろしいですか。

(「はい、そのとおりです」と呼ぶ者あり)

2番(竹淵博行君) 終わります。

議長(菅谷光重君) ほかに。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 委員長、自席へお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本決議案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、行政事務調査特別委員会の最終報告に基づき指摘事項の改善、対応策及び引責等を求める決議については可決をされました。

発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第5、発議第2号 行政事務調査特別委員会の最終報告に基づく監査請求決議についてを議題といたします。

事務局長、議案の朗読をしてください。

(事務局長朗読)

議長(菅谷光重君) 続いて、提出者は趣旨説明を願います。

14番、前村清行政事務調査特別委員長。

(行政事務調査特別委員長 前村 清君 登壇)

行政事務調査特別委員長(前村 清君) ただいま事務局長から朗読がありました発議第2号 行政事務調査特別委員会の最終報告に基づく監査請求決議の趣旨説明を申し上げます。

本決議につきましても、先ほどお認めいただいた行政事務調査特別委員会最終報告で一部指摘のあった事項を、地方自治法第98条第2項の規定により、監査委員に対し監査請求する

ものがございます。

内容につきましては、事務局長朗読のとおりでございます。

十分ご審議の上、ご決議いただきますようお願い申し上げ、趣旨の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 委員長、自席にお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本決議案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、行政事務調査特別委員会の最終報告に基づく監査請求決議については可決をされました。

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。行政事務調査特別委員会は、その目的が終了いたしました。

よって、行政事務調査特別委員会を廃止したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

よって、行政事務調査特別委員会は廃止することに決定をいたしました。

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他整理は、議長に委任することに決しました。

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。本臨時会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定をいたしました。

閉会の宣告

議長（菅谷光重君） これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成20年第3回臨時会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

（午後 3時44分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成20年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 上 田 智

署 名 議 員 橋 爪 英 夫

署 名 議 員 前 村 清